

狭あい道路（幅員 4メートル未満）における道路用地の取り扱いについて

建築行為に係る道路の幅員は、建築基準法の規定により4メートル以上必要であり、4メートル未満の道路は拡幅するための後退が必要です。伊丹市では、その後退をした道路の取り扱いについて、「伊丹市狭あい道路拡幅整備に関する要綱」を設置しています。その概要は次のとおりです。

1. 協議書の提出

建築確認申請の前もしくは申請に併せて、事前協議及び協議書の提出が必要です。建築確認申請を行う際に「狭あい道路事前協議書」を提出し、協議して下さい。

事前協議では、下記内容の内容について協議します。なお、内容（私道等）により、本要綱の適用を受けない場合があります。

- （１）後退道路用地の取り扱い（寄付、無償使用及び自主管理）について協議します。
- （２）角地等においては、隅切りについてご協力いただく場合があります。

2. 道路用地の取得等

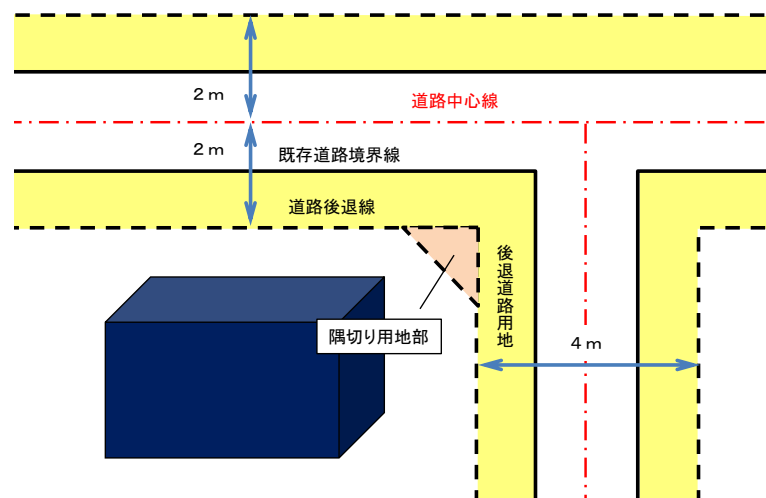
測量・分筆作業等における費用は、建築主等での負担をお願いしています。寄付における所有権移転登記は市が行います。

また、道路用地内に既に存する門、塀、生け垣、花壇、擁壁等は、市が道路整備を行うまでに、建築主等の費用負担で撤去（除去）し、道路の整備が可能な状態にさせていただく必要があります。

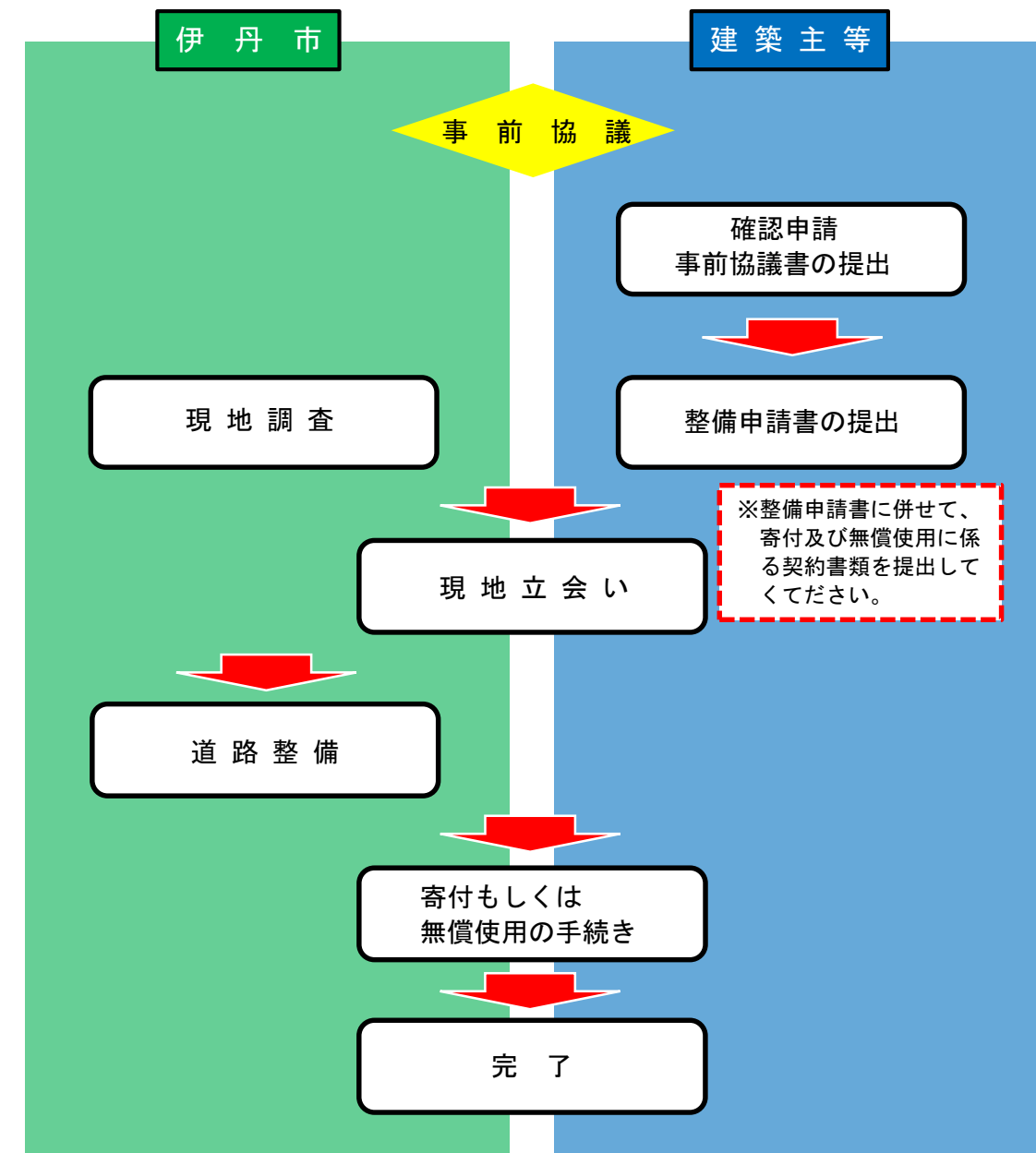
無償使用等の土地の部分については、固定資産税及び都市計画税の減免が受けられます。

3. 道路用地の整備・維持管理

寄付もしくは無償により使用する道路用地は、市が道路・側溝等の整備を行い、その後は市道として維持管理を行います。



< 手続きの流れ >



< お問い合わせ先 >

伊丹市 都市交通部 道路室 道路建設課 TEL：072-784-8060（直通）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地（市役所4階）